【資料２】

新潟市障がい福祉課
平成 26 年 3 月 20 日
第 9 回条例検討会資料

（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会中間とりまとめ【たたき案】

平成 26 年４月

（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが
大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会

目　　次

※第９回検討会の検討事項

Ⅰ　はじめに

Ⅱ　これまでの検討経緯

１．条例検討会設置の経緯

２．条例検討会での検討経過

Ⅲ　障がい及び障がい者の特性・特徴

Ⅳ「障がいを理由とした生きづらさ・差別等の事例」の募集・分析

１．「障がいを理由とした生きづらさ・差別等の事例」の募集

２．「障がいを理由とした生きづらさ・差別等の事例」の分析

Ⅴ　条例に盛り込むことが考えられる事項

１．条例の目的（「条例の目指すべき社会」及び「その社会を達成するための手段」）

２．条例の名称

３．定義

４．市の責務・市民等の責務

５．障がいを理由とした差別の解消

（１）障がいを理由とした不当な差別的対応

（２）合理的配慮の不提供

６．障がいを理由とした差別をなくすための対応策

（１）障がいや障がいのある人に対する理解を深める周知啓発・研修の実施

（２）障がいのある人との交流の機会の拡大・充実

（３）障がいのある人への対応が優れた施設を応援する仕組み

（４）差別解消推進委員会

７．障がいを理由とした差別の事後対応策

８．障がい者虐待の禁止

９．障がいのある人の自立及び社会参加のための支援

（１）教育

（２）保育・療育

（３）就労支援

（４）情報・コミニケーション

（５）社会参加の機会の拡大

（６）適切な説明及び情報提供

（７）プライバシーへの配慮

１０．その他

【参考】

資料１：（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会委員名簿

資料２：（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会開催要綱

資料３：（仮称）新潟市障がい者基本条例にかかる意見集約のための作業部会報告書

資料４：「（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例」の制定に向けた提言書

資料５：障害者基本法

資料６：障害者差別解消法

資料７：障がい特性について

※第９回検討会の検討事項

Ⅰ　はじめに

平成１８年に国際連合において障がい者の基本的人権を保障する「障害者の権利に関する条約」が採択されました。

その後、国においては権利条約の批准と具現化に向け、障害者基本法の改正や、障害者虐待防止法・障害者差別解消法の制定等を行い、平成 26 年 2 月 19 日より、条約が日本において効力を生じることとなりました。

このように、障がいのある人が地域で暮らすための法的整備を含む環境整備や福祉サービスが大きく変わり続けていますが、未だに、障がいのある人は、社会の理解や認識の不足により、障がいを理由に不利な扱いを受けたり、障がいに対する配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じています。

また、差別は、それとは気づかずに行なわれることも多いことを考えれば、差別をなくす取り組みは、様々な立場の市民がお互いに理解を深め、協力し合って進めていくことが重要であり、さらに、障がいのある人自身も、これまで以上に、自らの状況について理解を深めてもらうための主体的な活動や発信が求められてきます。

私たち誰もが加齢や疾病により体の機能が低下していくことを考えれば、障がいのある人の暮らしやすい社会づくりは、全ての人々の共通の課題でもあります。

このような状況を踏まえると、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会をつくるための本市独自の条例が必要だと考えます。

他都市では、平成１９年に千葉県が、障がいのある人に対する差別をなくすことを目的とした「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定し、その後北海道、岩手県、熊本県、長崎県、沖縄県、さいたま市、八王子市、別府市でも同様の条例が制定されました。

本市においても、平成 25 年 6 月より「（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会（以下「条例検討会」という。）」が設置され、本市独自の条例の制定に向け検討を重ねてきました。この「中間とりまとめ」は、条例検討会におけるこれまでの委員意見等について一定の整理を行い、市民に対して議論の途中経過を示すことを目的に中間的に取りまとめたものです。

今後は、「中間とりまとめ」をもとに、市民や関係団体と意見交換を行い、条例検討委員以外の市民の皆様のご意見を踏まえながら、条例の構成・内容等について検討していきたいと考えています。

※第９回検討会の検討事項

Ⅱ　これまでの検討の経緯

１．条例検討会設置の経緯

○　平成 18 年 12 月に国連で「障害者の権利に関する条約（以下、「権利条約」という。)」が採択された後、政府による批准に向けた調査・検討を行うとする動きのなか、内閣府に設置された「障がい者制度改革推進会議」において権利条約批准に向けた障害者基本法の改正が意見として明示されました。その後、平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、平成 24 年 6 月に障害者総合支援法・平成 25 年 6 月に障害者差別解消法が制定され、権利条約批准に向けた国内法の整備が着々と進んできました。

○　また、千葉県や北海道をはじめとする自治体による独自の条例を制定、又は制定に着手するなどの動きがあり、現在もその動きは活発となっています。

○　本市では、平成 20 年 9 月市議会一般質問の「(仮称）障がい者基本条例（以下、「基本条例」という。)」の制定について」において、「基本条例を含めて幅広い議論を行う必要がある」と市長答弁したことを受け、平成 21 年 10 月から「新潟市障がい者施策推進協議会（以下、「協議会」。現「新潟市障がい者施策審議会」)」で調査・研究のための議論を進めてきました。

○　平成 23 年 5 月には「(仮称）新潟市障がい者基本条例にかかる意見集約のための作業部会（以下、「作業部会」という。)」を設置し、条例の必要性等について検討を行い、基本条例のあり方をはじめ、期待する効果や制定後の取り組みなどに係る「(仮称）新潟市障がい者基本条例にかかる意見集約のための作業部会報告書（以下「部会報告書」という。)」をまとめました。

○　その部会報告書に基づき、平成 24 年 3 月に「『(仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例』の制定に向けた提言書（以下、「提言書」という。)」が、協議会から市長に提出されたのを受け、平成 25 年 6 月から「(仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会（以下、「条例検討会」という。)」において、本市独自の条例の制定に向け検討を重ねてきました。

※第９回検討会の検討事項

【条例検討会の役割】

①提言書・意見書及び障害者差別解消法の分析を行うとともに、基本条例の目的・必要性・独自性について検討すること

②差別事例の分析を行い、「何が差別と感じられ、どのような生きづらさを感じているか」共通認識を持つとともに、その解決方法について議論すること

③「中間とりまとめ（案）」について議論すること

④「条例（案）」について議論すること

２．条例検討会での検討経過

○　平成 25 年 6 月 20 日に第 1 回条例検討会を開催し、毎月 1 回のペースで検討を重ねてきました。検討会では、各障がい当事者やその家族の方から、それぞれの障がい特性についてお話いただくことで、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいを理由とした差別事例の解決方法について、様々な議論を行ってきました。

≪これまでの検討会開催状況≫

回	年月日	内　　容
第 1 回	H 25. 6. 20	(1)座長及び副座長の選出 (2)検討会の役割及び今後の進め方について (3)提言書・意見書について (4)差別解消法について
第 2 回	H 25. 7. 18	差別事例の分析
第 3 回	H 25. 8. 22	今後の進め方・スケジュールについて
第 4 回	H 25. 9. 19	各障がい種別の特性について
第 5 回	H 25. 10. 17	差別事例の分析（第 1 回ワーキング作業）
第 6 回	H 25. 11. 21	差別事例の分析（第 2 回ワーキング作業）
第 7 回	H 25. 12. 19	差別事例の分析（第 1 回ﾜｰｷﾝｸﾞ報告・確認）
第 8 回	H 26. 1. 16	差別事例の分析（第 2 回ﾜｰｷﾝｸﾞ報告・確認）
第 9 回	H 26. 3. 20	「中間とりまとめ（案）」について
第 10 回	H 26. 4. 17	「中間とりまとめ（案）」について

※第９回検討会の検討事項

Ⅲ　障がいの特性・特徴

○　「各障がいの特性・特徴について情報共有が図られて、初めて議論のスタートラインに立てるのではないか」、「それぞれの障がいの特性、特徴をはっきり正しく知ること、皆さんに広めること、また目に見えない障がいを、皆さんにきちんと理解させるということがとても大切」などの委員意見を受け、第４回検討会では、各障がい者団体から選出された７人の委員から、それぞれの障がいの特性・特徴について発表してもらうことで、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めました。　※検討会当日の発表資料については、【参考】資料７　参照

Ⅳ　「障がいを理由とした生きづらさ・差別等の事例」の募集・分析

１．「障がいを理由とした生きづらさ・差別等の事例」の募集

○　寄せられた差別事例を通じて、条例検討会委員の中で「何が差別と感じられ、どのような生きづらさを感じているか」共通認識を持ち、さらにその解決方法やその実現に向けた課題、条例に盛り込むべき内容等を検討するための基礎資料とすることを目的として、市では「障がいを理由とした生きづらさ・差別等の事例募集」を行いました。

・募集対象：新潟市に住所のある方または所在する団体

・募集期間：平成25年4月21日から6月20日

○　なお、差別事例については、91 通・167 件の応募があり、その他の事例と合わせ、合計 478 件の事例を基礎資料として、検討会で議論を重ねました。

≪差別事例件数内訳≫

分野	事例募集	計画ｱﾝｹｰﾄ※１	委員発言※2	計
①福祉	20件	24件	0件	44件
②医療	6件	17件	0件	23件
③商品販売･ｻｰﾋﾞｽ提供	9件	8件	1件	18件
④労働	19件	40件	0件	59件
⑤教育	9件	45件	0件	54件
⑥建物・公共交通	45件	16件	0件	61件
⑦住宅分野	3件	2件	0件	5件
⑧情報・ｺﾐﾆｹｰｼｮﾝ	9件	3件	5件	17件
⑨その他	47件	150件	0件	197件
計	167件	305件	6 件	478件

※1　計画アンケート:「第２次新潟市障がい者計画策定時のアンケートによる事例(H22年度実施)」

※2　第1回検討会での委員発言による事例

２．「障がいを理由とした生きづらさ・差別等の事例」の分析

○　誰もが身近なことと捉えやすいように、差別事例を、①福祉分野、②医療分野、③商品販売・ｻｰﾋﾞｽ提供分野、④労働分野、⑤教育分野、⑥建物・公共交通分野、⑦住宅分野、⑧情報・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ分野、⑨その他の９分野ごとにグループ化するとともに、分野ごとの事例を下記の３つの類型に分類しました。

○　類型については、障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法、他自治体の条例等を踏まえ、障がいを理由として区別等異なる対応をする「①障がいを理由とした不当な差別的対応」と、他の人と実質的な平等を確保するために必要な配慮を行わない「②合理的配慮の不提供」の２つを差別的な対応としました。

類　　型	説　　明
①障がいを理由とした不当な差別的対応	障がいを理由として区別、排除、制限その他の異なる対応をすること（正当な理由に基づく場合でないもの）
②合理的配慮の不提供	障がいのある人が障がいのない人と同じ事をするときに、障がいのある人の求めに応じて、市や事業者や市民等の周りの人が、その状況に応じた変更や調整（お金や労力の負担が過度にかかりすぎにならないもの）などを行わないこと
③その他	冷たい対応や特別視されたなど、上記の区分以外のもの

○　第５回・第６回検討会で行った差別事例の分析については、より深い議論ができるよう、グループワーク形式で議論を行い、その解決方法について検討しました。さらに、第７回・第８回検討会では、各グループがグループワーク形式で議論した内容を発表し、その内容について全委員で討議しました。

≪グループワーク≫２０人の委員を５人×４グループに分け、各グループが下記の検討分野を担当
①教育／情報・コミュニケーション分野
②商品販売・サービス提供／労働分野
③福祉／医療／その他分野
④建物・公共交通／住宅分野

○　なお、検討会で出された委員意見をもとに、「Ⅴ　条例に盛り込むことが考えられる事項」において、条例の目的・定義・差別をなくす対応策等の項目別に整理してまとめてみました。

○　また、応募いただいた事例については、条例検討会の基礎資料とするとともに、市民全体で情報共有を図り、障がいのある人もない人も住みやすい新潟市づくりのために役立てていきたいと考えています。

※第９回検討会の検討事項

Ⅴ　条例に盛り込むことが考えられる事項

１．条例の目的（「条例の目指すべき社会」及び「その社会を達成するための手段」）

○　提言書においては、「障がいの有無に関わらず市民一人ひとりが、障がいのある人の公正・平等の取り扱い、差別の禁止、虐待の防止及び支援・合理的配慮について定め、障がいのある人の人格及び人権が尊重されること、また、障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めること」を条例制定の目的としています。

○　しかし、条例の目的規定としては、まず目的達成に必要な手段を掲げ、その後に目的を規定するという形が一般的であるため、今後の条文化作業に備え、「手段・目的」の形で目的規定を考えていくこととしました。

○　条例の目的については、提言書の内容を踏まえるとともに、千葉県や熊本県、八王子市などの目的規定を参考に、【たたき案】として下記のようなものが考えられます。

【たたき案】

「障がいのある人の人格及び人権が尊重され、障がいのある人の取り巻く状況について理解を深める施策（＝条例の目指すべき社会を達成するための手段）」を推進することにより、「社会的障壁のない『共に生きる社会』（＝条例の目指すべき社会）」の実現に寄与することを目的とする。

※千葉県などの目的規定の構成

・「○○○の施策」を推進し、もって「△△△社会」の実現に寄与することを目的とする

①「○○○の施策」の部分が、条例の目指すべき社会を達成するための手段

②「△△△社会」の部分が、条例の目指すべき社会

※第９回検討会の検討事項

≪提言書≫

【１条例制定の意義・必要性】

・障がいのある人は、特別な存在ではない。条例制定の意義は、新潟市において、すべての市民が、障がいの有無に関わらずどのような状況にあっても、社会の一構成員として当たり前の自分らしい生活を生き生きと営み、支えあいのまちづくりに参加・参画し、それにより、誰もが暮らしやすい、共生の地域社会づくりを進めることが大切であることについて、市民共通の理解を広げることにあると考える。

・条例は、社会的障壁のない「共に生きる社会・新潟づくり」を目指し、障がいのある人の人格及び人権の尊重・保障について定めた、障害者権利条約を具現化・具体化しようとするものであり、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる政令市新潟を創っていくために必要である。

【２条例策定の目的】

・障がいの有無に関わらず市民一人ひとりが、障がいのある人の公正・平等の取り扱い、差別の禁止、虐待の防止及び支援・合理的配慮について定め、障がいのある人の人格及び人権が尊重されること、また、障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めることを条例制定の目的とする。

※第 9 回検討会の検討事項

【参考】制定済基本条例等における目指すべき社会と考えられる内容、及びその社会を達成するための手段

自治体名等	内　容
千葉県	（達成のための手段）障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策
	（目指すべき社会）障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会
北海道	（達成のための手段）暮らしやすい地域づくりを推進する施策
	（目指すべき社会）障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい社会
岩手県	（達成のための手段）障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策
	（目指すべき社会）障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる社会
さいたま市	（達成のための手段）障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策
	（目指すべき社会）市民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することができる地域社会
熊本県	（達成のための手段）障害者の権利擁護等のための施策
	（目指すべき社会）全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会
八王子市	（達成のための手段）障害及び障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策
	（目指すべき社会）市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らすことができる社会
障害者差別解消法	（達成のための手段）障害を理由とする差別の解消に関する施策
	（目指すべき社会）全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会

※第９回検討会の検討事項

２．条例の名称

○　条例の名称については、条例の目的（目指すべき社会等）を踏まえるとともに、部会報告書及び提言書において出された名称案を参考として、引き続き検討していきます。

【たたき案】

障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例

【その他の案】

①　障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり基本条例

②　障がいのある人もない人もみんなで生きるために助け合う新潟市づくり基本条例

③　障がいのある人もない人も共に暮らしやすい新潟市づくり条例

④　誰もが自分らしく生き生きと暮らせる新潟市の障がい者基本条例

⑤　障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例

⑥　新潟市の障がい者に関する条例

≪報告書・提言書≫

・上記の名称案のとおり。

【参考】他自治体の条例名称

自治体名	名　　称
千葉県	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例
北海道	北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例
岩手県	障がいのある人もない人もともに学び共に生きる岩手県づくり条例
さいたま市	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例
熊本県	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例
八王子市	障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例

３．定義

○　平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法では、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害」を「障害」としたうえで、「障害者」をこれらの「障害」がある者であって、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、法律で社会的障壁を位置づけ、障がいのある人の生活上の制限は、障がいによるものだけでなく、社会における様々な障壁によって生じるとしています。条例においては、障害者基本法と同様に定義することが考えられます。

○　一方で、「差別（①「障がいを理由とした不当な差別的対応」と②「合理的配慮の不提供」）」については、障害者基本法や障害者差別解消法では定義されていませんが、条例では、どのような行為が差別にあたるのか、市民が共通の認識を持つことができるように、障害者権利条約や他自治体の条例を参考として、下記のとおり定義することが考えられます。

【たたき案】

区　　分	説　　明
障がい	身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
社会的障壁	障がいがある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
障がいを理由とした不当な差別的対応	障がいを理由として区別、排除、制限その他の異なる対応をすること(正当な理由に基づく場合でないもの)
合理的配慮の不提供	障がいのある人が障がいのない人と同じ事をするときに、障がいのある人の求めに応じて、市や事業者や市民等の周りの人が、その状況に応じた変更や調整などの合理的配慮（お金や労力の負担が過度にかかりすぎにならないもの）を行わないこと

※第９回検討会の検討事項

≪提言書≫

【５条例の作成手順及び作成に必要なこと】

（７）条例は障がい観の転換（医学モデルから社会モデルへ）と、障がい者観の転換（保護の客体から人権の主体へ）に資するものであり、社会モデルの考え方から、どのように「障がい」を定義するかを検討すること。

≪委員意見等≫

・「差別的取扱いの禁止」については、明確にするために「不当な」を付け加える。合理的理由のある「区別」まで排除するものであってはならないと思う。

・「差別的取扱い」ではなく、「扱い」及び「対応」という言葉に変えるべきである。「取扱い」という言葉に「差別」を強く感じる。

４．市の責務・市民等の責務

○　市の責務・市民等の責務については、条例の目的等を踏まえ、引き続き検討していきます。

○　なお、市の責務・市民等の責務としては、下記のものが考えられます。

【たたき案】

事項	内　容
市の責務	条例の実施に責任を有し、障がいを理由とした差別をなくし、条例の目指すべき社会を実現するための施策を推進すること
市民及び事業者等の責務	①障がいのある人に対する理解を深めるるとともに、障がいのある人に対する差別をなくす取り組みを市と一体となって行うこと ②障がい当事者自らの「生きづらさ」や思いを積極的に周囲に伝え、障がいや障がいのある人に対する理解を深めていくこと

※第９回検討会の検討事項

≪委員意見等≫

・行政だけではなく、障がい当事者が障がい者差別をなくす取組み（周知啓発・研修）をすべきではないか。

・障がいのある方たちが、自分のやって欲しいことを、障がいのない方たちに伝えていく必要があるのではないか。

・障がい者に対する理解を深めるための取組みに対して、行政のバックアップ（人的な支援や経済的な支援など）があると、より理解が深まるのではないか。

５．障がいを理由とした差別の解消

○　（【条例の目指す社会と一致させる】例：障がいのある人と障がいのない人が、共に普通に暮らせる社会）を実現するためには、市民一人一人が、障がいのある人への誤解･偏見をなくし、障がいを理由とした不当な差別的対応をせず、障がいのある人が障がいのない人と同じように生活するために必要な配慮を積極的に行うことが重要です。

○　そのため、障がいを理由とした差別（（１）「障がいを理由とした不当な差別的対応」と（２）「合理的配慮の不提供」の２種類に区分）を解消するための規定を設けることが必要です。

（１）障がいを理由とした不当な差別的対応

○　障がいを理由とした差別をなくすためには、条例において、障がいを理由として区別、排除、制限その他の異なる対応をする「障がいを理由とした不当な差別的対応（※正当な理由に基づく場合でないもの）」を禁止（義務規定）することが必要です。

○　不当な差別的対応の内容について、「就職活動の応募の場合は“機会均等”であることを強調して条例に盛り込む」、「不当な差別的扱いについて、分野別に具体的に定める」など、条例に具体的な内容を盛り込むべきとの意見が出されましたが、一方で、条例全般の意見として、「どこまで条例文に盛り込み、どこまでをガイドライン等に盛り込むのかという課題がある」、「条例にすべてを盛り込むのは難しいので、委員の意見を基にガイドラインを作成する必要がある」との意見も出されたことから、具体的な内容を条例に盛込むか、条例と併せて策

定するガイドラインに盛込むのかについては、引き続き検討していきます。

≪障がいを理由とした不当な差別的対応の具体的な内容≫

【福祉分野】

障がいを理由として福祉(サービス)の提供を拒むこと、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けること

【医療分野】

障がいを理由として医療の提供を拒むこと、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けること

【商品販売・サービス提供分野】

障がいを理由として商品の販売又はサービスの提供を拒むこと、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けること

【労働分野】

（１）障がいを理由として募集・採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件をつけること

（２）障がいを理由として賃金、労働時間その他の労働条件、配置、昇進、降格、教育訓練又は福利厚生について不利益な取扱いをすること

（３）障がいを理由として解雇すること

【教育分野】

（１）本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと

（２）本人又は保護者への意見聴取や必要な説明を行わないで入学する学校を決定すること

【建物・公共交通分野】

（１）障がいを理由として建物その他の施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件をつけること

（２）障がいを理由として公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件をつけること

【住宅分野】

障がいを理由として住宅の賃貸等を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること

【情報・コミニケーション分野】

障がいを理由として情報の提供及び意思表示を拒んだり、制限したり、これに条件を付けること

≪差別と考えられる代表的事例≫

・飲食店で盲導犬の同伴を断られた。（視覚障がい）

・「Ａ駅には駅員がいない。Ｂ駅は今日の集計をしていて忙しく対応できない」との理由で、最寄のＡ駅ではなく、二駅先のＣ駅で降りることとなった。（肢体不自由）

・役所で障がい者手帳を受け取るときに、公的サービスの一覧を読み上げてくれたが、最初のい

くつかの項目だけで読みあげを打ち切られてしまった。（視覚障がい）

・「当医院（内科・歯科・整形外科）では対応できないから他へ行ってください」と言われた。（精神障がい）

・探した物件は、当初保証人不要と言っていたのに、障がい者であることがわかると最終的には保証人が必要になった（不明）

≪委員意見等≫

【福祉分野】

・不当な差別的扱いについて、分野別に具体的に定める。

・行政機関及び関係職員の差別的発言や言動を禁止する。

【医療分野】

・「差別的取扱い」を事例等で明確にする

・精神疾患に対しての夜間の救急が市内では対応できない日があるため、救急に電話してもそれはうちでは受け入れられないと断られるということを聞いたことがある。また、持病に精神病があることを伝えると、受診を断られる（嫌な顔をされるなど）という現実がある。

【商品販売・サービス提供分野】

・希望者の能力を確認することなく、専門学校の入学を拒否することは差別に当たる。

【労働分野】

・「差別的取扱いの禁止」については、明確にするために「不当な」を付け加える。合理的理由のある「区別」まで排除するものであってはならないと思う。例えば、作業効率が著しく劣るような状況であれば、労働の対価である賃金が低いのはやむを得ないと思うし、逆にそんなに変わらないのに、低い場合は「差別」となる可能性が高い。

・障がい種別で受験資格を限定するのは差別に当たる。

・就職活動の応募の場合は“機会均等”であることを強調して条例に盛り込む必要がある。

【教育分野】

・「差別的取扱い」ではなく、「扱い」及び「対応」という言葉に変えるべきである。「取扱い」という言葉に「差別」を強く感じる。

・障がいを理由にして不合格にするのは理不尽。

【全般】

・どこまで条例文に盛り込み、どこまでをガイドライン等に盛り込むのかという課題がある。

・条例にすべてを盛り込むのは難しいので、委員の意見を基にガイドラインを作成する必要がある。

（２）合理的配慮の不提供

○　市…市については、障害者差別解消法と同様、障がいのある人が障がいのない人と同じ事をするときに、障がいのある人の求めに応じて、その状況に応じた変更や調整などの合理的配慮（お金や労力の負担が過度にかかりすぎにならないもの）を行わない「合理的配慮の不提供」を禁止（義務規定）する必要があります。

○　事業者（障害者差別解消法第２条第７号に規定するもの）…「民間事業所については、努力義務規定の方が現実的と思料する。規模が小さい企業ではハード面での投資が難しいこともあるかもしれない」、「民間施設での設備面の整備については、一律に議論することは難しいのではないでしょうか」などの意見が事例分析を行う中で出されました。

また、「障害者差別解消法」においても、障がいのある人とその相手方の関係は様々であり、求められる配慮も多種多様であることから、合理的配慮について、一律に法的義務とするのではなく、民間事業者については、努力義務を課した上で対応指針（障害者差別解消法第 11 条に規定するもの）により自発的な取組を促すこととしています。

これらのことを踏まえ、事業者の合理的配慮については、努力規定とすることとし、今後、国が示す事業者のための対応指針を参考としながら、見直しを図ることが考えらます。

○　合理的配慮の内容については、個々の状況に応じて多様であり、一律に具体的な定義をすることは困難であるため、個別事案ごとに当事者双方で十分に話し合い、その内容を決めていくことが考えられます。

そのため、条例においては、合理的配慮の具体的内容を示すことはせず、条例と併せて策定するガイドラインの中で一定の基準を示すことが考えられます。ガイドラインについては、今後、国が示す対応要領や対応指針を参考とするとともに、状況の変化に応じて順次見直しを図ることが望まれます。

≪差別と考えられる代表的事例≫

・うつ状態で２～４週間の休養の診断書を提出したのに、上司に出社を強要された（精神障がい）

・職場で情報保障を行ってもらえない（聴覚障がい）

・白杖を持った視覚障がい者が単独でバスに乗車した際、席が空いていれば、一言「席が空いていますよ。」と運転手に声掛けしてほしい（視覚障がい）

・上肢まひもあり車で移動している身障者が、駐車場の駐車券が取れないために、利用できないでいる（肢体不自由）

・行政からの市民向けの広報において、視覚障がい者でも読める、点字・録音・データでの提供

がないときがある（視覚障がい）

≪委員意見等≫

【福祉分野】

・障がいのある子を受け入れるにあたり、人的増員対応や設備的な改善が必要と判断された場合は、市は、その多大な事業者負担に対しての財政的支援に関して共通の責任を負う事を明確にする。

【商品販売・サービス提供分野】

・特に飲食店や旅館などでは、事業主としての立場も出てくるので、義務規定は厳しい。努力義務規定にするなど、柔軟性が必要。

・“本人の直筆でなければ認められない”や“物の場所を教えてと頼んだら文句を言われた”などは明らかな差別であるので、差別事例の代表例として条例の中で具体的に示す必要がある。

・民間施設での設備面の整備については、一律に議論することは難しいのではないでしょうか。業種ごとのガイドラインを待つという選択肢もあるのではないでしょうか。

・お金はかかるが、障がい者が他人に頼らなくてもお風呂に入れるように貸切風呂を作る。

【労働分野】

・合理的とはどこまでかわからないが、それはひとつひとつのケースの事後対応において個別具体的な線引きをし、積み上げて、ある程度の基準ができるとよい。

・民間事業所については、努力義務規定の方が現実的と思料する。規模が小さい企業ではハード面での投資が難しいこともあるかもしれない。障がいの特性によっては、雇用できないこともあることを理解いただきたい。

【建物・公共交通分野】

・全ての施設で、障がいのある人の要望全部に対応するのは難しい。

【情報・コミニケーション分野】

・条例には行政の義務であることを入れる。民間は努力義務。

【全般】

・どこまで条例文に盛り込み、どこまでをガイドライン等に盛り込むのかという課題がある。

・条例にすべてを盛り込むのは難しいので、委員の意見を基にガイドラインを作成する必要がある。

６．障がいを理由とした差別をなくすための対応策

（１）障がいや障がいのある人に対する理解を深める周知啓発・研修の実施

○　「障がいや障がい者について理解を深めるため、学校での教育が大事」、「障がい当事者が差別だと感じるのに対し、事業者が差別だと感じていることを認識できていない場合がある。その原因は、事業者が障がい特性を知らないことに起因していることが多い」、「障がい者を受け入れることについて、事業者の理解はあっても、お客様がそれを理解していないということが有り得る」などの意見が事例分析を行う中で出されました。

○　これらのことを踏まえると、障がいのない人が、障がいの特性や障がいのある人への必要な配慮等を理解できるような取組みとして、行政・学校・企業など様々なところで、障がいのある人に対する市民の理解を深める周知啓発・研修を行うとともに、障がい者支援に関する取り組みを発信する必要があります。

○　また、具体的な取組みとしては、既存の法律（身体障害者補助犬法・バリアフリー新法）や代筆のあり方などについて、周知啓発を図っていくことや、一般の人が障がい特性を理解できるようなマニュアルを作成することなどが考えられます。

≪委員意見等≫

【福祉分野】

・周知啓発については、市民の人たちの目に入り耳に触れて、認識してもらうことが重要。（テレビ･ラジオの放送、新聞の記事掲載への働きかけ、差別問題等を取り上げたDVDの作成と活用（メディアへの提供、学習会等への貸し出し））

・障がい（者）の特性、特徴を知らない。

・コミュニケーションが困難な障がい者への対応について、作業所職員等への教育や指導を徹底するなどし、対応可能な職員を養成する。

・コミュニケーションと笑顔の領収書が取れなければ、サービス提供とは言えない。

・計画相談の相談支援専門員の質・量の向上をシステム化する（初任者研修・現任研修）

・本来なら受けられるサービスが限定される、時間数が少なくされるという事態が起こらないよう、相談員の方は、それぞれの障がい特性をしっかり理解して、その人に合った計画を立てる必要がある。

・外部の人（例：ボランティア）を入れて、職員の対応の改善を図る

・障がい者であっても、人より才能のある所を見つけ、そこを最大限生かす。

・障がいがあっても可能な作業やプログラムを組み入れるべき。

・障がい者に対する接し方を指導、教育する。

・見た目では障がい者と分からない方も多い。当事者の困惑に沿った対応ができるよう教育する。

・対応マニュアルを作成し、障がい特性に合わせて照会、紹介できるようにする。

・専門家や専門機関に相談できるよう、横のつながりをシステム化する。

【医療分野】

・新潟市医師会により、研修受講について呼びかけてもらうことができるのではないか。

・障がい者に対する治療のノウハウがある病院に学ぶよう指導、教育する。

【商品販売・サービス提供分野】

・拒否の理由としては、盲導犬というものを理解していないために“犬”という括りで見てしまい、「吠える」「汚い」などのイメージを持ってしまうということが考えられるため、やはり事業主に対しても周知啓発を行う必要がある。

・障がいのある人に対する差別・無理解・誤解・偏見等がある事例を公表し、特に障がいのある方の心理についての広報・周知を行う。

・代筆については、同じ銀行であってもその会社ごとに対応が違う。ほとんどのところでは複数人立ち会いのもとで代筆が認められているが、中には代筆をまったく認めないところもあり、これは明らかに会社や担当者の理解不足である。

・地域住民に対して研修を行う。

・店員の教育が必要。

・障がい当事者が差別だと感じるのに対し、事業者が差別だと感じていることを認識できていない場合がある。その原因は、事業者が障がい特性を知らないことに起因していることが多い。

・障がい者を受け入れることについて、事業者の理解はあっても、お客様がそれを理解していないということが有り得る。

・盲導犬や代筆等について、きちんと理解してもらえるように説明していく、根気よく伝えていくことが大事。

・事業者に対して、代筆時のマニュアルを作成するよう指導する。

【労働分野】

・職場で情報保障の活用について周知する

・障がいの有無に関わらず、一人の人間として対応する精神・気持ちを、本人・関係者・市民が持つこと。

・ソフト面では障がいがあるからという理由でミスが発生するのでは？という気持ちになってしまう企業が多いだろう。その、“理解が足りない”ということを解決する必要がある。

【建物・公共交通分野】

・運転手だけでなく、他の乗客も席があいていることを教えるべき。

・車椅子の方が乗車したとき、「車椅子対応をしていますので、少しお待ちください」などのアナ

ウンスをすべきではないか？一方で、アナウンスすること自体が、「無意識の差別に当たる」と当事者に言われたこともある。難しい問題。

・車椅子がバスに乗車する際、アナウンスすべきかどうかという問題については、それぞれの立場によって求める対応が異なる。一律には決められない問題であり、このことはすべてのことに共通する。

・宿泊施設等が、盲導犬を同伴する障がい者の利用を断らないようにするため、既存の法律（身体障害者補助犬法）の周知や研修を行う必要がある。

・障がいや障がい者について理解を深めるため、学校での教育が大事。

・障がい者の乗車拒否などが起こらないよう、社内研修をしっかりやることが大事。

・市民において、点字ブロックへの理解がない。→理解を深める活動を行う必要がある。

・社会参加促進等を考慮し、事業主・関係機関は障がいや障がい者について理解を深めるようにする。

・バスの運転手に対して研修が必要。

・障がいや障がい者への理解をより深めるため、障がい者支援に関する取組みを発信し、反響を生かす仕掛づくりを行う必要がある。

【情報・コミニケーション分野】

・小学校から教科として「障がい」を理解してもらう。子どもの時からわかるようになれば大人になっても理解できることになる。周知啓発と言って押し付けでは差別はなくならず、興味を持ってもらう仕掛けが必要。

・手話が言語であることを、市民等への周知啓発していかなければならない。

・ホームページの中には、視覚障がい者が内容を確認できないものがある。視覚障がい者を含む様々な市民が見ているということを周知していただきたい。

・一般の人が障がいを理解できるマニュアルが必要ではないか。

【その他】

・周知啓発の手段は多様であるべき。いろいろな手段を使って訴えていくということが重要。

・障がいについては、話を聞いただけではなかなか理解が難しいので、疑似体験できる研修会があると理解が深まる。

・福祉施設と自治会長などの地域の人とが繋がることは、障がい者への理解を深める一助となる。行政には、その橋渡しをお願いしたい。

・障がい特性や特徴について理解を促す啓発活動や研修・教育を行うこと。

（２）障がいのある人との交流の機会の拡大・充実

○　「障がいのある人への理解を深めるため、障がいのある人とない人とが交流する機会を設ける必要がある」、「ソフトの充実・豊かな人の交わりにより、みん

ながら手助けしてくれる社会を作る」、「地域の人・障がい当事者・事業者など様々な立場の人が、オープンな場で話し合うことで解決できるのでは」などの意見が事例分析を行う中で出されました。

○　これらの意見を踏まえ、障がいのある人とない人との交流の機会の拡大・充実を図り、障がいのある人が身近な存在に感じられ、相互理解を深める取組みが必要だと考えられます。

≪委員意見等≫

・障がいのある人への理解を深めるため、障がいのある人とない人とが交流する機会を設ける必要がある。

・ソフトの充実・豊かな人の交わりにより、みんなが手助けしてくれる社会を作る。

・障がいのある人が祭りに参加しなくなってしまうと、地域住民が障がいのある人の困っている姿を目にする機会がなくなる。

・市民にとって、障がい者が身近に感じられるようになることが大事。

・事業者の悩みを解決する仕組みが必要。地域の人・障がい当事者・事業者など様々な立場の人が、オープンな場で話し合うことで解決できるのでは。

・様々な方々から理解される条例とするには、障がいのある方と障がいのない方の双方向からの理解、障がい同士も双方向からの理解が必要。

（３）障がいのある人への対応が優れた施設を応援する仕組み

○　「障がい者への対応が優れた施設を市報等で掲載するなど、企業側にメリットがある仕組みがあると良い」、「“盲導犬同伴歓迎”のお店にはマークを付けたり市のホームページに掲載するなどのインセンティブが与えられると、それを武器にする事業主も出てくるのではないか」などの意見が事例分析を行う中で出されました。

○　そのため、障がいのある人に配慮した取組みを行っている事業者を積極的に市民に周知（市報やホームページ、事例集等で紹介）し、模範となる事業者を応援する仕組みが必要です。

≪委員意見等≫

・事業者（例：新潟交通）の取組みについて、市民や障がい者団体に対し周知啓発を行う。

・事業者の取組みを障がい当事者が褒める仕組みがあると良い。

・障がい者への対応が優れた施設を市報等で掲載するなど、企業側にメリットがある仕組みがあると良い。

・“盲導犬同伴歓迎”のお店にはマークを付けたり市のホームページに掲載するなどのインセンティブが与えられると、それを武器にする事業主も出てくるのではないか。

・事前連絡がいらないお店等のマップを作る。また、そのお店を紹介する仕組みを作る。

・障がい者が利用しやすい設備を持つ事業所を、事例集などで紹介すると良い。

・罰則という話もあるが、褒めることも効果があるのではないか。たとえば情報保障の優良な企業にマークを貼るなど。

（４）差別解消のための第三者機関

○　障がい者差別を未然に防止する一つの方法として、①制度や習慣、慣行などが背景にあって構造的に繰り返される差別に係る問題などを解決すること、また②障がいのある人に対する理解を広げ、差別をなくすための具体的な取組みについて協議・発信することなどを目的とする「（仮称）差別解消推進委員会」を設置することが有効だと考えられます。

○　一方で、障害者差別解消法で規定する「障害者差別解消支援地域協議会」について、現在国が検討会を開催し、そのあり方に関して検討中であるため、その検討状況も踏まえ、どのような組織が適当なのか、引き続き検討していきます。

≪提言書≫

【５条例の作成手順及び作成に必要なこと】

（５）市は市民、障がい当事者、当事者団体、関係機関、市議会、その他あらゆる分野におけるそれぞれの義務の履行を客観的に監視する仕組を設け、新潟市の障がい者の暮らしにくさに関わる社会的障壁を改善する法的整備を行うこと。

≪委員意見等≫

・（仮称）差別解消推進委員会を設置し、市民・事業者への啓発と相談支援を行うとともに、障がい者差別の未然防止に努める。

※（仮称）差別解消推進委員会が取組むことが想定される事例（委員意見より想定）

①窓口の対応を希望する方やＡＴＭの操作時に手助けのいる方を対象にカードを作成する。そのカードを提示することで必要な手助けが分かるような仕組みを作る。

②上肢不自由な障がい者が駐車券発券機を使うことができない場合、呼び出しボタンを付けたり、電話番号を表示して、手助けを求められるような体制を作る。

③肢体不自由者はＡＴＭが利用できず、通帳と印鑑を持って手続きを行い、窓口で手数料を支払う。手数料を減免してほしい。

④必要な手助けが記載してあるカードを作成。そのカードを提示することで必要な手助けが分かるような仕組みを作る。

⑤全部の銀行に視覚障がい者が使えるＡＴＭは入っていない現実がある←改善を図っていく

７．障がいを理由とした差別の事後対応策

○　障がいを理由とした差別を解消するための規定を設けるだけでは、実際に障がいを理由とした差別が起きた場合、差別的対応を受けた者とそれを行ったとされる者との双方がお互いを理解し合って解決することは困難です。

○　そのため、公平中立な立場の第三者機関（＝相談・紛争解決機関）を設置し、各関係機関と連携しながら、当事者双方の間に入って事後解決を図っていく必要があります。

○　また、事後解決の手段としては、罰則の規定を設けることが考えられますが、障がいのある人に対する差別をなくすためには、障がいのある人の生きづらさを、多くの方々に理解していただくことが大切であり、また、差別の中には、時間や費用をかけて解消しなければならないものが多くあると考えられます。

○　そのため、第三者を交えた話し合いを通じて、互いに理解し協力しあい、すべての人が暮らしやすい社会をつくるという視点に基づき、差別を行った側の罰則は設けないことが適当と考えられます。

○　なお、差別的な対応があった場合、行政等による助言・あっせん・勧告を行い、改善・解決を図りますが、それでも改善されなかった場合、その事実を公表することで、条例の実効性を確保することが考えられます。

※「P34　新潟市相談・紛争解決機関（イメージ）」参照

≪提言書≫

【５条例の作成手順及び作成に必要なこと】

（８）不利益対応に関する相談体制及び救済機関を設置すること。

≪委員意見等≫

【福祉分野】

・障害者総合支援法の苦情解決システムや行政の指導システムを活用する。

・看護師が導尿を断ったケースは、職務放棄。医師会へ情報提供、研修依頼などすべき。

・障がいに関わる困りごとがあったら、気軽に相談を行える総合相談の窓口体制を市が準備する事が未然防止策の第一として必要。その上で、障がい福祉制度そのものの説明、その使い方についての説明を、障がい福祉の担当窓口又は委託相談支援事業者が行う。

・差別かどうかの判定機関ではなく解決機関として動くスタンスを明確にする

・差別解消法に基づく体制整備を整える。

・各福祉サービスの苦情処理システム等の周知

【医療分野】

・相談だけで終わる事の無いよう、実際に必要な医療と結びつくまでの支援を繋ぐまでやりきる。

・障がい者団体や医師会への通報

【商品販売・サービス提供分野】

・仲裁する機能が必要。

・ひとつひとつの事案に対し丁寧に介入し、解決する仲介役が必要。

・このような障がいのある人の差別事例や訴えを吸い上げる仕組みが必要であり、“相談・紛争解決機関”がその役割を担うべき。

・“相談・紛争解決機関”は、苦情処理というより“困りごと相談”のようなイメージ。

・相談・紛争機関を未然防止策の一つと位置付ける。

・話し合いの場を持ち、双方の相互理解に努める。

・両者の言い分をしっかり聞き、どのような問題でも丁寧に納得できるところに落としていく機関が必要。

【労働分野】

・差別・虐待・傷害等の恐れのある場合の相談体制を整え、擁護すべく考慮する

【教育分野】

・「学校から追い出された」事例について、今はありえないが、あったとしたら理不尽なあつかいである。不服申し立てや調停する機関が必要。

・「医療的ケアが必要なのか」医師を入れて聞き取りするなど、判断するうえでの助言を受けることがよい。

・それぞれの専門職により聞き取りを行い、助言する仕組みをつくる。

・悪質な場合、罰則として、市報などでケースを公表する。

【情報・コミニケーション分野】

・事後対応策において、勧告・公表等に指導というものは馴染まないか。

【その他】

・悪質な会社は公表したり、罰金等を科す。

・誤解や偏見をもった会社に対しては、適切な対応を行うよう指導、教育を行う。

【罰則】

・罰則については、千葉県のように相互理解の方向で問題を解決する方法と、アメリカのＡＤＡのように、きちんと罰則を設け、文句を言わせないという方法がある。

【全般】

・障がい者が困り感を感じた時、相談・調整を申し出することができる機関を設けること。

・相談・調整で解決しない場合に対応する紛争解決の仕組みを設けること。

８．障がい者虐待の禁止

○　障がいのある人の人権をより一層擁護するためには、障がいを理由とした差別を解消するための規定に加え、障がいのある人への虐待を禁止する規定を盛り込むことが考えられます。

≪委員意見等≫

・条例に虐待の規定を盛り込むべき

９．障がいのある人の自立及び社会参加のための支援

市民全体の機運が醸成され、実効性のある、より身近な条例となるよう、市が率先して特徴的な取組みを行うことが必要と考えられます。

（１）教育

○　教育に関しては、「障がい者への理解を深めるため、教育の場において、障がいの有無に関わらず共に学ぶ環境を整備する必要がある」、「障がい者への理解が不足している」、「教職員に対して、差別禁止の教育を行う」、「一律にすべての障がいのある方が暮らしやすいように整備するというのは相当難しい。そのため、個人に特化した合理的配慮については、例えば、教育であれば個別の教育支援計画という書類の中で、その個人に必要な配慮を明らかにする」などの様々な意見が出されました。

○　これらの意見を踏まえると、下記のような取組みが必要だと考えられます。

①障がいのある人が、その年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、障がいのある人とない人が共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善・充実を図ること

②障がいのある人とない人との交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解の促進を図ること

③教職員に対して障がいのある人への理解を深める研修を行うとともに、教職員の資質の向上を図ること

④「個別の教育支援計画」について、障がいのある生徒・児童を対象に策定し、個人に合った合理的配慮を把握するとともに、障がいの有無に関わらず共に学ぶ環境を整備すること

※　本市が設置する学校以外の学校が、条例の適用対象となるかは、現在調査中

≪委員意見等≫

・障がい者への理解を深めるため、教育の場において、障がいの有無に関わらず共に学ぶ環境を整備する必要がある。

・教育を受ける権利は、障がいの有無に関わらず皆等しくあることを明言する。

・地域の子供は地域で学ばせ育てることを明言し、市が責任を持ち対応することを明らかにする

・障がい者への理解が不足している。

・教職員に対して、差別禁止の教育を行う。

・特別支援教育の免許を取得した教員の養成。

・義務教育でなくても合理的配慮は必要であり徹底する。高校も大学も。

・教育は、発達過程は人々で異なるので同じ水準を求めてよいか。子どもにとって必要な活動はなにか。合理的配慮でなるべく同じことをする。

・昇降機を設置する等の合理的配慮がなされていない（現在は設置がされているが）。

・移動できる手段を学校が考える必要がある。

・基本は「受け入れる」ことだが合理的配慮を努力する。

・事例として「校外での学校の行事は外される」とあったが、本人の障がいの状況がわからず、背景もわからないので、はっきりは言えないが、みんなと一緒での教育活動は問題が起きるものの「一緒にいたい」とも思うので、問題をいかに解消するかということは議論できる。

・知的障がい者が高校進学できない現実がある。教育の機会均等を図るようにすべき。

・学校において、子供たちに障がいについて理解を深めてもらうには、机上の学習だけではなく、体験的な取組み（総合的な学習・交流教育など）を行った方がより効果的。また、学校教育だけではなく、家庭教育や社会教育の中で周知啓発していくことも必要。

・学校では、具体的な問題に対して、障がいの有無にかかわらず学校での対応を決めておけばよい。

・学校のみの意見や保護者のみの意見は偏ってしまう。本人の意見を入れた「個別の教育支援計画」にあわせれば、このような問題は減少するであろう。

・具体的な個別の教育支援計画を作るための専門機関を作る。

・教育場面での合理的配慮の徹底のためにも個別の教育支援計画が必要である。

・教育は二つの段階とする。入口：入学の時に門前払い⇒調停機関（外部機関）　入学してから：合理的配慮がされているか⇒個別の教育支援計画（内部＋専門機関）

・一律にすべての障がいのある方が暮らしやすいように整備するというのは相当難しい。そのため、個人に特化した合理的配慮については、例えば、教育であれば個別の教育支援計画という書類の中で、その個人に必要な配慮を明らかにする。他の分野でも、教育支援計画のような個人に特化した配慮を明らかにするものがあると良い。

（２）保育・療育

○　障がいのある人に対し、保育や療育を行う場合、関係機関（保健所、児童相談所、保育所など）と連携し、家庭や本人の状況について確認・把握した上で、適切な支援につながるような仕組みを構築することが望まれます。

≪委員意見等≫

・障がいのある子の早期支援体制の確立がシステム的に出来るよう早期発見・早期対応が、市及び市民の義務であること、障がいのある子も無い子も、ともに地域に支えられ、育てられる権利を有する事を明確に位置付ける。

（３）就労支援

○　障がいのある人の就労に関しては、「事業者側には、障がい者ができる仕事を見出すこと（仕事内容を細分化し、切り分ける）に取り掛かってほしい」、「ハローワークや合同面接会を利用するとマッチングもしやすく、そこで紹介されている企業も理解があるところが多いが、当事者はその情報も不足しているかもしれない。積極的な情報提供・発信が必要である」、「事業者が使える制度もいくつかあるためそれをうまく活用してほしい。その周知も必要」など様々な意見が出されました。

○　このような意見を踏まえると、下記のような取組みが必要だと考えられます。

①市は、障がいのある人が就労することにより自立した生活を送ることが出来るように、事業者、関係機関と連携し、障がいのある人が必要とする就労に係る相談や支援体制を整備すること

②市は、関係機関と連携して、事業者に対して障がい者就労に関する制度の周知を図ること

③市及び事業者は、障がいのある人の特性を理解し、障がいのある人が働ける機会を広げるとともに、就労が継続するように取り組むこと

≪委員意見等≫

・面接時のトラブルに関しては、支援者が同席し、説明を受けたり、質疑を発し応答を求めたりする、ある程度踏み込んで被面接者の支援をするシステムはできないのか。

・斡旋機関等に１人で行くことが困難であれば、支援者同席も必要。

・職業訓練校等へ行き、手に職をつけることが大切（自分に出来そうなこと）

・事業者側には、障がい者ができる仕事を見出すこと（仕事内容を細分化し、切り分ける）に取り掛かってほしい。知的障がい、発達障がいなどにおいては、単純な作業であれば（1 つの作業に特化すれば)、出来る人と出来る仕事が見つかるはずである。

・採用に関することだけでなく、入社後の支援（心のケアなど）も必要。

・ハローワークや合同面接会を利用するとマッチングもしやすく、そこで紹介されている企業も理解があるところが多いが、当事者はその情報も不足しているかもしれない。積極的な情報提供・発信が必要である。

・労働については斡旋機関が複数あるため、それらについての情報提供も必要。

・事業者が使える制度もいくつかあるためそれをうまく活用してほしい。その周知も必要

・障がい者雇用に取組んでいる事業者が、どのような仕事を、何に配慮してやっているか、ノウハウを伝える仕組みが必要。

（４）情報・コミニケーション

○　情報・コミニケーションについては、「災害時の情報保障が必要」、「緊急時の情報手段として、電話だけでなく、聴覚障がい者にメールも活用する」、「災害時の避難所には、障がい者が必ずいる認識のもと、合理的配慮が的確にできるよう、周到な準備をする」などの意見が出されました。

○　このような意見を踏まえると、下記のような取組みが必要だと考えられます。

①市は、障がい者が自ら選択するコミュニケーション手段を利用できるよう、コミニケーション手段の普及啓発や利用拡大の支援するとともに、コミニケーションに係る相談や支援体制を整備すること

②市は、災害時に障がいのある人と速やかに連絡が取れるようにするとともに、それぞれの障がいの特性を理解し、災害発生時その他の緊急時に必要な支援を行うこと

③市及び事業者は、障がいのある人が地域で生活するために必要なサービス提供の際に、コミニケーションが難しい障がいのある人に対し、それぞれの障がいの特性を理解し、必要な配慮を行うこと

④市及び事業者が情報の発信、受け取りを行うときは、意思疎通が困難な障がいのある人に対し、それぞれの障がいの特性を理解し、必要な配慮を行うこと

≪委員意見等≫

・目が見えると言っても文を読めるとは限らず、漫画とか絵でわかりやすいように配慮する。

・障がいにより対応は異なるので、基本対応や個別対応を条文に入れられればよい。

・会議や行事の申込みには、必ずＦＡＸ番号を入れるようにしてほしい。

・行政窓口では、障がいへの対応をまとめておき、状況によりカードを使用するなりして理解を求める。そのような方法を行政から民間に広め、市民全体がわかるようにする。

・選挙の投票所でも基本の対応だけでなく障がいに応じた個別対応があればよい。

・障がい者への気配りを行政からしてほしい。

・事業主に対し、障がいの特性を理解してもらい、かつリアルタイムの情報を提供できるように指導する。

・災害時の情報保障が必要。

・必ず、すべての人に情報保障してほしい。

・選挙での情報保障は必要だが対応は要検討である。

・ＡＴＭはタッチパネルになってから視覚障がい者は使えないので電話で人を呼び出すことになる。

・全ての聴覚障がい者が、文章での情報取得・筆談でのコミニケーションが最適であるとは限らない。

・緊急時の情報手段として、電話だけでなく、聴覚障がい者にメールも活用する

・電光掲示板の設置を義務付ける。

・コミュニケーション障がいのある方への通訳支援が必要

・全医療機関共通個人カルテの作成・周知・活用←医療機関の問題

・簡易説明パンフレットの作成（障がい特性別）

・入院している障がいのある方へのコミュニケーション支援が必要。

・公のもの、民間のもの、有料、無料に関わらず全てのイベントにおいて、困ったときには相談してくださいというような情報・コミュニケーション（手話通訳・要約筆記・点字資料など）を支援する仕組みがあると良い。

・災害時の避難所には、障がい者が必ずいる認識のもと、合理的配慮が的確にできるよう、周到な準備をする。

・福祉避難所はマニュアルや基準を作成しておくべき。

・コミュニケーション障がいで主訴が伝わらない等の回避及び医療機関の負担軽減のために必要。

・手話言語条例の制定が必要。

（５）社会参加の機会の拡大

○　建物・公共交通に関しては、下記の取組みが必要であると考えます

①市が、道路や建物などの施設を整備や管理をする場合は、障がいのある人の障がい特性を理解して、設計や施工、建築確認をするときに、障がいのある人が使いやすいようになっているかどうかの配慮を行うこと

②公共の建物を管理する事業者や公共交通機関は、障がいのある人が建物等を利用するときは、障がいのある人の障がい特性を理解して、手助けを行うなどの配慮を行うこと

≪委員意見等≫

・福祉施設が障がい者に配慮できない環境であるとしたら、増員や環境の改善が必要。

・施設としてバリアフリー化は当然。

・バリアフリー施設が備えるべき「ハード」「ソフト」「マインド」の基準を明らかにしておくべき。

（６）適切な説明及び情報提供

○　事例検討を行う中で、「差別事例を検討していると、差別というよりは明らかな相互の話し合い不足、理解不足、いわゆる誤解だという事例が多く見られる。合理的な根拠に基づき、合理的な説明を行うことが大事」、「きちんと本人が納得できる説明が必要」、「障がい者に対して、必要な情報がきちんと提供されること」など、障がいのある人が、十分な説明・情報提供を受けていないために差別感を感じているのではないかという意見が出されました。

○　これらの意見を踏まえると、障がいのある人及びその家族が差別感を感じないようにするためには、市及び事業者等が、障がいのある人及びその家族に対して適切な説明及び情報提供を行うことが重要です。

≪委員意見等≫

・きちんと本人が納得できる説明が必要。

・事業主にも契約相手を選ぶ権利はあるが、きちんとした事前説明や、断る際の合理的理由の説明が必要。

・障がいがあることがわかると最初から断るというスタンスや理不尽な拒否を禁止するために、事業主には合理的説明責任がある旨を条例に盛り込む。

・差別事例を検討していると、差別というよりは明らかな相互の話し合い不足、理解不足、いわゆる誤解だという事例が多く見られる。合理的な根拠に基づき、合理的な説明を行うことが大

事。

・障がい者に対して、理不尽さを感じさせないようにする必要がある。

・合理的な根拠や合理的な説明というところの合理性は、何を基準にして合理性というのか。健常者の方々が、どうしてこれを差別に思うのだろうかという理解がないと基準立てができない。

・障がいの有無に関わらず、貢献具合により賃金が変わるのは普通のことであるが、ここにある事例については説明不足で事業者の対応がよくないと思われる。

・なぜ入居を断るのか、家主はきちんと説明する義務がある。

・「説明責任を果たす」これを条例にいれることがよい。合理的配慮を求められ、それができない理由を説明する。

・「できない理由」は「合理的配慮について説明責任を果たす」とする。

・特別支援学級の児童の担任から「特別支援学校へ行け」と保護者が言われ泣いたという事例があった。説明をする必要があり、情報をいっぱい提示したうえで「どうしますか」であればよい。

・合理的配慮の説明責任を果たす。介助員がつけれないことへの説明が必要。他の手段を見つける努力が必要。

・修学旅行に参加したことで亡くなってしまった事例があり、遠慮してもらうことも必要か（参加が原則）

・受け入れできないことに関して合理的な理由を説明すること。

・さらにそのことをきちんと説明する責任を負う事を条例に明記する。

・福祉サービスはさまざまな事業者、施設から利用者が選択できるのがよい。施設が受入れ可能な障がいの状態について、事業ごとにガイドラインを作成しておく。

・事業所で対応できないケースがあれば、説明したうえ適切な施設へ案内する。

・個別の取り扱いを行うことは障がい者にとってメリットのある場合もある。誤解を与えないような説明をきちんとすべき。

・専門用語等を使わずに済む場合はなるべく使わず、丁寧な説明をする必要がある。

・医療界には、インフォームドコンセント、という概念・スキルが存在する。本来は、この領域なのだと思うが、医療関係者の不用意な発言に傷つけられている人は多い。障害者虐待防止法においても、病院・学校という二大虐待現場が対象から外された経緯もあり、特に職業ヒエラルキートップに置かれ続けている日本の医師という職業には、高度な患者心理学の学習を求めたい。

・医療上の理由で対応できないという説明が足りないことから、誤解が生じているケースもあるのではないか。

・障がいの種類や程度によって適する医療機関があるとすれば、転院の提示はむしろ適切なのではないか。

・差別感解消のため、障がい者に対して、必要な情報がきちんと提供されること。

・私たちの犯しやすい誤りというのは、物言わぬ人の意向を伺わずに済ますことがしばしばで、そのことが常の状態になっているのではないか。

・よくコミュニケーションを取る中で、いかに支援し、お客様に喜んでいただけるか。この辺りはサービス業の本質的な話。そのことを、福祉サービスの分野できちんと行えるようになることが一番のポイントではないか。

（７）プライバシーへの配慮

○　障がいのある人の自立及び社会参加のための支援の取組みは、障がいのある人のプライバシーに配慮して行われることが重要です。

≪委員意見等≫

・代理投票などの場でプライバシーが守られること。

１０．その他

≪提言書≫

【３条例制定による効果】

・条例の制定により、障がいの捉え方、障がいのある人の置かれている社会的環境での差別事例を検証することや、障がいのある人への支援や合理的な配慮がひとつひとつ具体的に示されることで、共生の地域社会の基盤づくりについて市民共通の理解を広げることができると期待される。

【４条例の過程における課題】

・条例制定の意義及び必要性、条例の目的及び内容についての理解の共有化を図るための取り組みが、市民、障がい当事者、当事者団体、市、議会等あらゆる分野で必要となる。この取り組みを機に、障がい者団体の連帯の確立と新たな活動の開始が強く望まれる。

・政令市として先見的に取り組むことを市当局自らが宣言することが必要である。

【５条例の作成手順及び作成に必要なこと】

（１）市は条例制定のための検討委員会を設置すること。

（２）条例は、障がい者および障がい者団体の主体性の発揮「Nothing about us without us（私たち抜きに私たちのことを何も決めないで）」と、障がい者団体相互の連帯性の向上に資することから、市は条例作成においては障がい者及び障がい者団体の意見を聴き、その意見を多く反映させることとすること。

（３）検討委員会は条例制定の趣旨、条例の方向性及び内容、取り組むべき施策、条例素案について協議検討しまとめること。

（４）市は市民への意見聴取と周知、市議及び市議会への説明・協議、パブリックコメント、議会提案へのスケジュール調整を行うこと。

（６）条例の制定は、市民の人権意識を高めるとともに、障がいや障がいのある人・障がい福祉施策についての関心を高め、さらにそれを見直すよい機会となる。条例が障がいのある人たちだけのためではなく、すべての市民のための条例であることから、市民への周知、広報を十分に行うこと。

（９）条例の作成にあたって、条例の目次については、先進都市（作業部会報告書に添付）の条例、改正障害者基本法、障害者総合福祉法（仮称）等を参考にし、虐待、子ども、障がいのある女性に関する事項など不足のないよう項目を定めること。

【６国内関連法との関係について】

（１）市として、障害者権利条約の考え方と、国内関連法の整備の状況を確認し、整合性をとりながら必要に応じて条例に反映させる。

（２）国内関連法があればいいという考え方ではなく、市民にとって必要な内容を具体的に条例に示す必要があり、合理的配慮を重視する等の改正障害者基本法などを反映した条例であることが前提である。

（３）国内の先進事例の内容を検証し必要に応じ参照する。

【７条例制定後の取り組み】

（１）条例の周知と理解の共有化を図り、その具現化に向けた地域での具体的取り組みの検討が必要である。

（２）条例に基づき市民・関係団体・関係機関・市の責務及び活動・事業・施策が具現化されているかの検証及び改善、推進を図るためのしくみづくりが必要である。

≪委員意見等≫

・条例の条文については、小中学生でも理解できるよう、わかりやすくすると良い。

・条例制定後、どのようにして条例を市民に広めていくかを考えていく必要がある。

・条例を周知啓発する際に、町内会長というキーパーソンをおさえるというのは重要な視点。

・様々な意見が差別事例の対応策として出されているが、その内容が実際の現場で働いている方々に伝わる中身なのかという不安がある。そのため、経営者協会の方と一緒に商工会議所を回ったりするなどして、それぞれの分野の現場の方々と意見交換する必要がある。

・行政動向（①国の基本方針、②国の事業者に対する対応方針、③国の教育分野の動向）について、どこかで勉強する機会を設けてほしい。

・要望を実現するうえで、障がい当事者若しくは団体が入り、シミュレーションしながらその過程を公開していく方法もある。

・障がいのある方に対して配慮した取組みを行っているＩＴサポートセンターという支援機関があることは、押さえておく必要がある。

・当事者参加は、障がい者差別を防止する手段となる。政策策定などの様々な場面において、障がい当事者が参加できるようにする必要がある。

○　「地方公共団体が地域の実情に即して、いわゆる上乗せ、横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例を制定することは、当然に可能である（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Ｑ＆Ａ集）」との国の見解が示されていますが、法律の規定と同様のものを、改めて条例で規定するかどうかについては、検討する必要があります。